

1. 農業の概況と課題

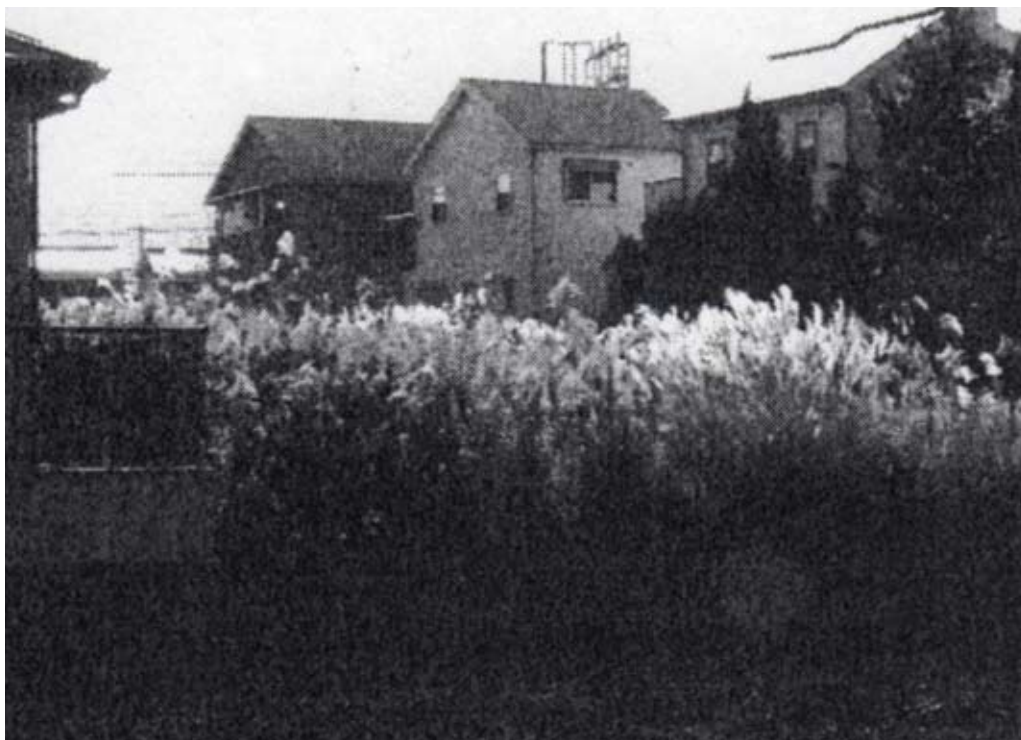
香芝市内の農家における反別は、平均20アール程度で小規模な兼業農家が大多数を占めている。

このような小規模農家では稲作を中心に耕作され、そのほとんどが自家用消費米として消費されており、また、そのほとんどが自家用農機具の保有で、これら機具類は年間2から3日のみの稼働であり、ほとんどが倉庫の中で眠っている状況となっている。これらのことから、経済コストは大変な無駄が生じていると考えられます。また、本市は、総面積2,423ヘクタールの内、半数以上の約1,243ヘクタールが市街化区域であり、併せて、平成3年10月の市制施行に伴う生産緑地指定の期日とのタイミングもあり、農地所有者（農業者）の意志決定に至る時間が少なかった、開発の進む中での営農継続への不安等により、生産緑地の指定についても市街化区域内農地の10%弱にとどまっており、市街化区域内農地に対する固定資産税の宅地並み課税の負担も広い範囲で生じており、農業経営に対する魅力に欠ける状況となっています。加えて、農業従事者の高齢化や世代交代が進むなかで、担い手の減少が進んでいることや、特に本市で顕著な地理的・位置的状況からの営農環境の悪化等から遊休農地の増加が進んでいるのが現状であります。

このことから、特に市街化区域内においては、良好な環境の保全・貯水機能による防災の観点等からも、重要な役割を担っている農地が、逆に、雑草の繁茂による病害虫の発生や、防犯上の問題等を生じさせており、周辺住民からもその苦情も多く寄せられるようになってきています。また、営農に係る、農業者からの農地へのゴミ捨て等に対する苦情、周辺住民からの騒音や薬剤に対する苦情も時折寄せられており、農業従事者と周辺住民との良好な関係づくりが課題となってきている。



調査員による現地調査



遊休農地

2. 遊休農地の解消に向けて

本市農業委員会においては、これら遊休農地について地区を定めて農地パトロールを実施し、該当者には農地管理についての文書を送付し、その解消に努めているが、なかなか対応していただけないのが実情であります。

遊休農地の解消対策を強化する為、農業委員会単体ではなく、各地元農業関係団体との連携を密にし、パトロール・管理指導について、更にきめ細かく・強力に実施できるように、遊休農地解消に係る体制の強化に努める必要があると考えられ、今後はその体制づくりについての検討を行って参りたい。

今後も、遊休農地の解消に努めるとともに、農業従事者・農地と住民の方々とのよりよい関係づくりに努力し、良好な営農環境・住環境の保全に努めて参りたいと考えております。